

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

#### 4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、子どもの意向や意見を確認し、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

具体的には、

- ・ 措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
- ・ 定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
- ・ 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
- ・ 措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- ・ 子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要です。これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習についての職員等の対応方法等に関する研修を実施することも考えられます。

#### <具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。